

2011 年 6 月 18 日

県内 4 種関係各チーム代表 各位
審判員各位

千葉県サッカー協会第 4 種委員会
審判部長 並木克之

サッカー競技中の飲水についてのお知らせ

このことについて、さる 5 月 31 日付で日本協会から通達が出ておりますが、本日、日本協会審判委員長名でその運用について文書が出ましたので、お知らせします。

これを受け 4 種においては、現在進行中の県大会の 6 月 19 日実施分から適用することとします。また、県内各地域においては直近の大会・試合で可能な時期から適用してください。

実施に当たっての留意事項としては、次の点が挙げられます。

- 1 スポーツドリンクの使用は、全ての競技場（フィールド）で可能というわけではありません。使用に当たっては、当該競技場の管理者に相談の上、決定してください。
 - 2 スポーツドリンクを使用する際には、
決められた範囲内で使用すること
芝生を傷めたり付随する施設を汚したりするおそれもあるので、むやみに吐き出したり廃棄したりしないこと（チーム責任者は選手に対して十分に指導すること）
をお願いします。
- * 審判員の飲水については、今まで通りですが、具体的な方法が示されていますので参考にしてください。